

## 令和6年度被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16第2項及び同法施行規則第36条の30の規定に基づき、香川県における令和6年度の被措置児童等虐待の状況（香川県が所管行政庁となるもの）について、次のとおり公表します。

## 1 虐待案件受理の状況

受理件数			内訳		
新規	継続	計	虐待該当	非該当	調査継続
4件	0件	4件	0件	4件	0件

## 2 被措置児童等虐待の状況

## (1) 被措置児童の性別

男子	女子
－人	－人

## (2) 被害児童の年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生
－人	－人	－人	－人

## (3) 虐待の種類

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
－件	－件	－件	－件

## (4) 施設種別

社会的養護関連施設	里親等	一時保護施設等
－件	－件	－件

## (5) 加害者の職員

施設職員	里親等	一時保護所職員
－件	－件	－件

## (6) 県が講じた措置

口頭による指導	0件
文書による指導（再発防止のための報告書類の提出）	2件
事業の停止	0件

## <根拠法令（抜粋）>

### ●児童福祉法

第 33 条の 16 次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自らが所管行政庁である事業又は施設に係る被措置児童等虐待の状況、第 33 条の 14 第 2 項又は第 3 項の規定により講じた措置その他内閣府令で定める事項を当該各号に定める者に報告するものとする。

(1) 国の行政機関の長（内閣総理大臣を除く。） 内閣総理大臣

(2) 市町村長 都道府県知事

2 内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、内閣府令で定めるところにより、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第 33 条の 14 第 2 項又は第 3 項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

### ●児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、所管行政庁が国の行政機関の長である場合は、この限りでない。

(1) 被措置児童等虐待があつた施設等の種別（ただし、次に掲げる施設等については、当該施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別とする。）

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等

ロ 児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設等

ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等

ニ 一時保護施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等

(2) 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

2 法第 33 条の 16 第 2 項の規定による公表は、こども家庭庁又は都道府県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

3 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる施設等に係る被措置児童等虐待については、前項の規定による公表は、所管行政庁別の集計結果を掲載することにより行うものとする。